

協議事項

次期県がん対策推進計画策定に向けて

協議事項 次期県がん対策推進計画策定に向けて

県がん対策推進計画の計画期間が、平成29年度で終了することから、来年度において、現計画の評価及び次期計画の目標値等の検討を行い、次期計画を策定する必要がある。

現計画策定後のがん対策における現状を踏まえ、次期計画策定に向けての取組について御協議いただきたい。

1 県がん対策推進計画策定後の現状

- (1) がん対策加速化プランの策定（H27.12策定，別添プラン概要図参照）
 - ・「予防」
 - ・「治療・研究」
 - ・「がんと共生」
- (2) がん登録等の推進に関する法律施行(H28.1.1)による「全国がん登録」の開始
がんの罹患，診療，転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究の推進
- (3) がん対策基本法の改正（H28.12.16 公布日施行）
「がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築」
(改正概要 別添P.7参照)
 - ① 目的規定の改正→ 「がん患者がその状況に応じて必要な支援を総合的にうけられるようにすること」
 - ② 基本理念の追加→ 「がん患者がその置かれている状況に応じ，福祉的支援，教育的支援も含む必要な支援を受けられること」
 - ③ 医療保険者の責務→ がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発
国民の責務→ がんに関する正しい知識を持ち，がん患者への理解を深める
 - ④ 事業主の責務→ がん患者の雇用の継続等に配慮
 - ⑤ 計画見直し期間の改正→ 「5年」から「6年」へ
 - ⑥ 基本的施策の拡充→
 - ・がん患者の雇用の継続等
 - ・がん患者における学習と治療の両立
 - ・がんに関する教育の推進 等

2 次期計画策定に係る取組

- (1) スケジュール（案）について
別添（P.17）参照
- (2) 次期計画策定ワーキンググループの設置（案）について
現計画の見直しにあたり計画内容に関する意見等を聴取するため設置
別添（P.18）参照
- (3) 次期計画策定に係るがん患者状況等調査（案）について
次期計画策定にあたり，現在のがん患者の現状等を調査し，現計画の評価，次期計画の目標値等を設定するため，がん患者等を対象とした調査を実施予定
別添調査項目（P.19）（案）参照

がん対策は、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月)に沿って進めている。基本計画では、平成19年度から10年でがんの年齢調整死亡率を20%減少させることを全体目標としているが、このままでは目標達成が難しいと予測されている。このため、平成27年6月1日に開催された「がんサミット」で内閣総理大臣の指示を受け、厚生労働省が中心となり、基本計画に示されている分野のうち、①遅れているため「加速する」ことが必要な分野、②当該分野を「加速する」ことにより死亡率減少につながる分野に絞り、短期集中的に実行すべき具体策を明示した「がん対策加速化プラン」を策定することとした。プランの3つの柱は「がんの予防」、「がんの治療・研究」、「がんとの共生」である。(ページ2)

実施すべき具体策

予防(ページ3)

- ① がん検診
 - ・ 精検受診率等の目標値設定
 - ・ 市町村、保険者の受診率及び取組事例等の公表
 - ・ 保険者に対する検診ガイドラインの策定
 - ・ 検診対象者等へのインセンティブの導入
- ② たばこ対策
 - ・ FCTCや海外のたばこ対策を踏まえた、必要な対策の検討
 - ・ 厚生労働省としては、たばこ税の税率の引上げを継続して要望
 - ・ ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止対策の強化
- ③ 肝炎対策
 - ・ 患者の自己負担の軽減を通じた、重症化予防の推進
- ④ 学校におけるがん教育
 - ・ 「がんの教育総合支援事業」の実施 等

治療・研究(ページ4)

- ① がんのゲノム医療
 - ・ ゲノム医療実現に向けた実態調査
 - ・ 全ゲノム情報等の集積拠点の整備
 - ・ 家族性腫瘍の検査・治療等の検討
- ② 標準的治療の開発・普及
 - ・ 高齢者や他疾患を持つ患者への標準的治療の検証
- ③ がん医療に関する情報提供
 - ・ 患者視点で簡単に検索できる拠点病院検索システムの構築
- ④ 小児・AYA世代のがん、希少がん
 - ・ 小児がん医療提供体制、長期フォローアップ体制等の検討
 - ・ AYA世代のがん医療等の実態調査
- ⑤ がん研究
 - ・ 「健康・医療戦略」・「医療分野研究開発推進計画」及び「がん研究10か年戦略」を踏まえた研究の推進 等

がんとの共生(ページ5)

- ① 就労支援
 - ・ 拠点病院における仕事の継続を重視した相談支援の実施
 - ・ ハローワークにおける就職支援の全国展開、事業主向けセミナー等の開催
 - ・ 産業保健総合支援センターの相談員による企業等に対する相談対応等の支援
 - ・ 企業向けのガイドラインの策定及び普及啓発
- ② 支持療法の開発・普及
 - ・ 支持療法に関する研究の推進
- ③ 緩和ケア
 - ・ 緩和ケアチームの実地研修の実施
 - ・ 患者の苦痛のスクリーニング方法の事例集の作成
 - ・ 地域連携のための訪問看護師の育成 等

避けられるがんを防ぐ

がん死亡者の減少

がんと共に生きる

“がん”を克服し、活力ある健康長寿社会を確立

1

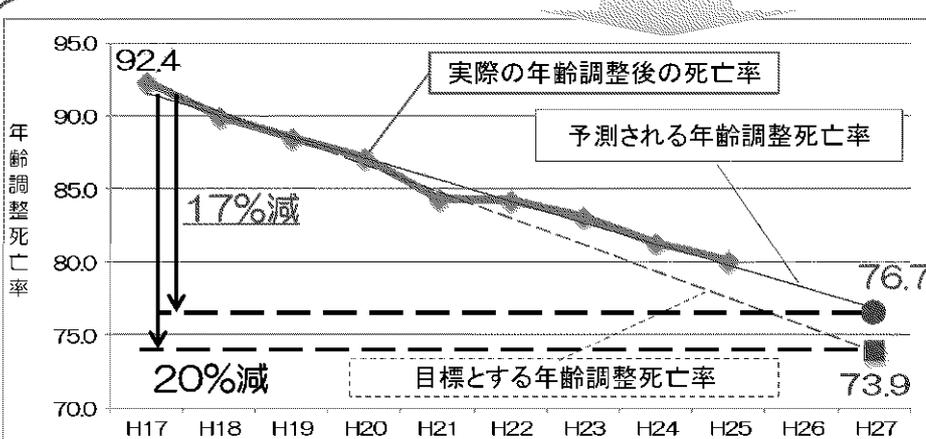
がん対策加速化プラン策定の背景

がん対策は、「がん対策基本法」(平成19年4月施行)に基づき策定した「がん対策推進基本計画」(平成24年6月閣議決定)に沿って進めている。

がん対策推進基本計画の全体目標(平成19年度からの10年目標)

がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少 92.4→73.9)

※年齢調整死亡率、死亡率を経年的に比較するため、高齢化など年齢構成の変化の影響を取り除いた場合の、人口10万人あたりの死亡者数



年齢調整死亡率は17%減にとどまる見込み。
このままでは目標達成が難しいと予測されている。

出典:厚生労働省人口動態統計データに基づく国立がん研究センターによる推計

「がんサミット」開催(平成27年6月1日)

内閣総理大臣の指示を受け、厚生労働省が中心となり、基本計画に示されている分野のうち、①遅れているため「加速する」ことが必要な分野、②当該分野を「加速する」ことにより死亡率減少につながる分野に絞り、短期集中的に実行すべき具体策を明示した「がん対策加速化プラン」を策定することとした。プランの3つの柱は「がんの予防」、「がんの治療・研究」、「がんとの共生」である。

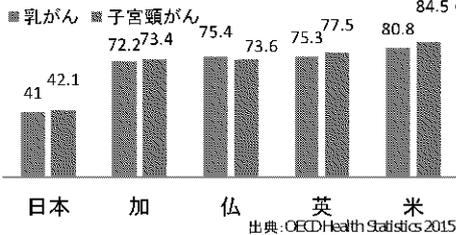
2

プランの柱①:がんの予防

がん検診

①市町村がん検診へのアプローチ

【課題1 低い検診受診率】



【課題2 市町村間の格差】

受診勧奨の方法	実施している市町村
個別に郵送で通知	48.3%
世帯主に郵送等で通知	25.0%
ホームページで周知	77.5%

出典: 平成25年度厚生労働省調べ

②職域におけるがん検診へのアプローチ

【課題3 職域でがん検診を受けている人は多いが、実態調査もガイドラインもない】

がん種別	職域で受けている者の割合
胃がん	66.4%
肺がん	69.9%
大腸がん	64.4%
子宮頸がん	42.7%
乳がん	48.9%

出典: 平成25年度国民生活基礎調査

具体策

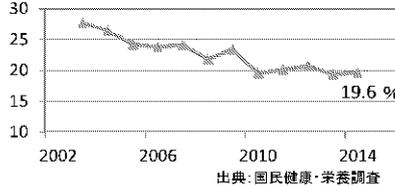
- ◆ 各市町村の受診率・取組事例等の公表、精検受診率等の目標値設定
- ◆ かかりつけ医等による受診勧奨、市町村による個別受診勧奨の徹底
- ◆ 検診対象者、市町村に対するインセンティブ・ディスインセンティブの導入
- ◆ 胃内視鏡検査実施の体制整備

具体策

- ◆ 保険者によるがん検診の実態把握・ガイドラインの策定
- ◆ 各保険者の受診率・取組事例等の公表、精検受診率等の目標値設定
- ◆ 検診対象者、保険者に対するインセンティブ・ディスインセンティブの導入

たばこ対策

【課題1 喫煙率は近年下げ止まり】



【課題2 受動喫煙の機会を有する者の割合は未だ高い】

場所	受動喫煙者の割合
飲食店	46.8%
遊技場	35.8%
職場	33.1%

出典: 平成25年度国民健康・栄養調査

具体策

- ◆ FCTC※や海外のたばこ対策を踏まえた、必要な対策の検討
※Framework Convention on Tobacco Control (たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約)
- ◆ 厚生労働省としては、たばこ税の税率の引上げを継続して要望
- ◆ ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止対策の強化

肝炎対策

具体策

- ◆ 患者の自己負担の軽減を通じ、重症化予防を推進
- ◆ ウイルス陽性者の受診勧奨・フォローアップ法の開発
- ◆ 身近な医療機関での検査実施等の推進
- ◆ B型肝炎及び肝硬変の創薬研究の推進

学校におけるがん教育

具体策

- ◆ 「がんの教育総合支援事業」の実施及び外部講師を活用した地域連携体制の構築への支援

プランの柱②:がんの治療・研究

がんのゲノム医療

具体策

- ◆ ゲノム医療実現に向けた実態調査
- ◆ 「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」で以下の課題を検討

- ① 改正個人情報保護法におけるゲノム情報の取扱い
- ② ゲノム情報に基づく差別の防止
- ③ 遺伝子関連検査の品質・精度の確保
- ④ 遺伝子関連検査の結果の伝え方

- ◆ 全ゲノム情報等の集積拠点の整備



- ◆ 家族性腫瘍等の検査・治療・支援のあり方の検討

家族性腫瘍の例	原因遺伝子	発症しやすいがんの部位
リンチ症候群	MSH2, MLH1	大腸、子宮体、膵臓、胃、小腸、胆嚢、腎盂・尿管
家族性大腸ポリーポシス	APC	大腸、胃、十二指腸、デスメイト腫瘍
遺伝性乳がん・卵巣がん症候群	BRCA1, BRCA2	乳、卵巣、前立腺、膵臓

出典: 国立がん研究センターがん対策情報センターHP「がん情報サービス」

「私のゲノム情報」に基づく、「私のがん治療」、「私のがん検診」を実現する

標準的治療の開発・普及

【課題 標準的治療の実施率は必ずしも高くない】

標準治療の内容	実施割合
術後のStageⅢ大腸がん患者に対して標準的な術後化学療法を実施している率	49.6%
吐き気を引き起こす抗がん剤の処方時に制吐剤を処方している率	60.5%

出典: 平成26年度厚生労働省研究班による調査

具体策

- ◆ 高齢者や他疾患を持つ患者への標準的治療の検証
- ◆ 標準的治療の実施に影響を与える因子の分析
- ◆ 拠点病院の医療安全管理体制整備

がん医療に関する情報提供

具体策

- ◆ 患者視点で簡単に検索・比較できる拠点病院検索システムの構築及び周知

疾患名	胃がん	ステージ	Ⅱ	東京都
病院名	患者数	手術数	医師数	認定看護師数
1. A病院	110	60	12	8
2. B病院	82	43	11	7
3. C病院
4.

小児・AYA※世代のがん・希少がん対策

※Adolescent and Young Adult (思春期世代と若年成人世代)

具体策

- ◆ 小児がん医療提供体制、長期フォローアップ体制等の検討
- ◆ AYA世代のがん医療等の実態調査
- ◆ 「希少がんワーキンググループ(仮称)」の設置

がん研究

具体策

- ◆ 「健康・医療戦略」・「医療分野研究開発推進計画」及び「がん研究10か年戦略」を踏まえた研究の推進

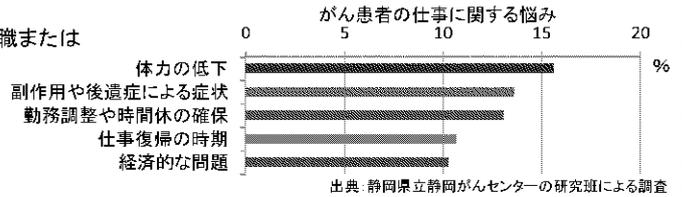
プランの柱③:がんと共生

就労支援

【課題】がん患者のうち体力の低下や勤務調整が困難などを理由に依願退職または解雇された者は34.7%と10年前と変わらない

	2003年	2013年
依願退職または解雇された者の割合	34.7%	34.6%

※全国4,054人の外来通院中のがん患者とがん関連患者団体会員を対象とした調査



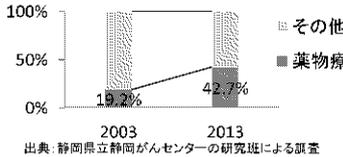
具体策



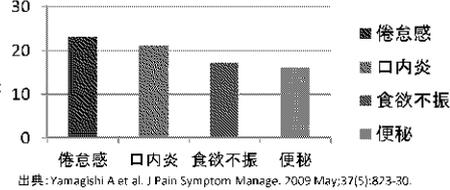
支持療法の開発・普及

【課題】化学療法などによる副作用に苦しむ患者は多いが研究は不十分

患者の悩みや負担は薬物療法によるものが増加している



外来化学療法患者の身体的苦痛の割合



具体策

◆ 治療に伴う副作用等を軽減するため、支持療法に関する研究を推進 等

緩和ケア

【課題】苦痛が十分に緩和されていない患者は今も3-4割

具体策

- ◆ 緩和ケアチームの現地研修の実施
- ◆ 患者の苦痛のスクリーニング方法の事例集の作成
- ◆ 緩和ケア研修会の受講促進、遺族調査による分析
- ◆ 地域連携のための訪問看護師の育成 等

がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

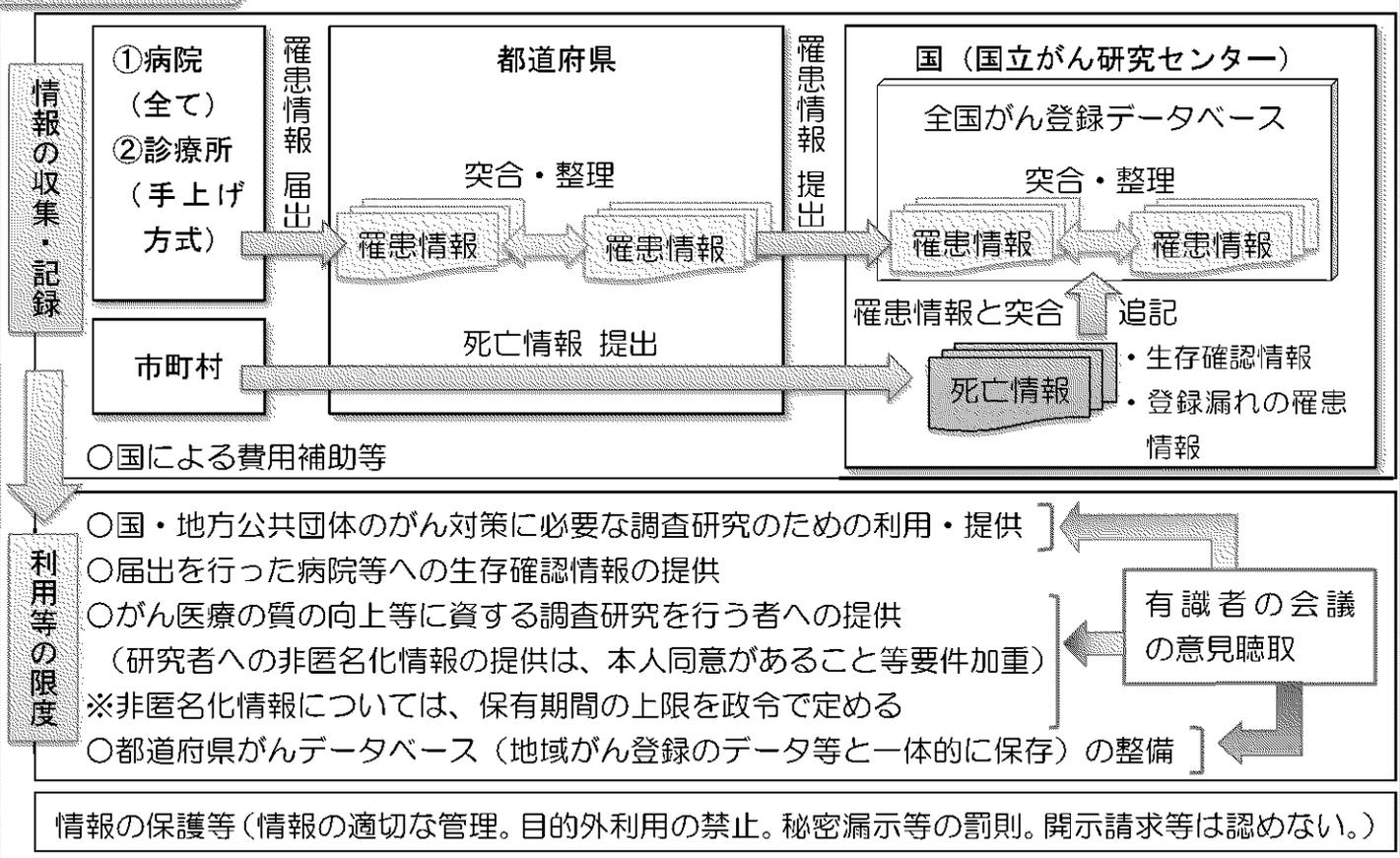
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

⇒がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

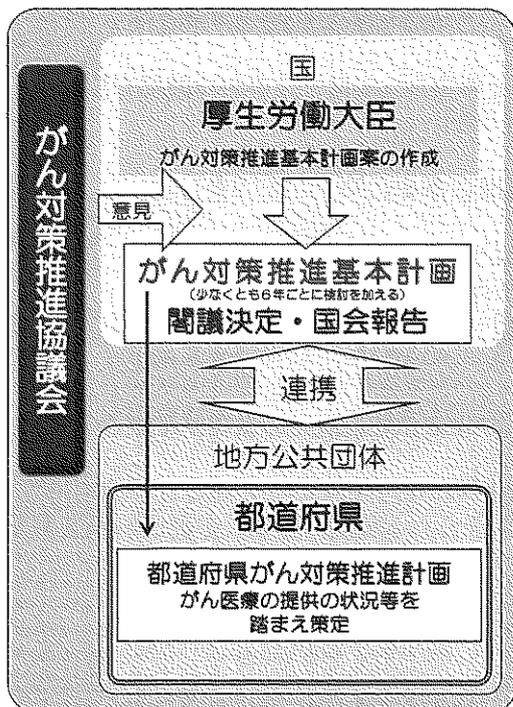
がん対策基本法の改正について

厚生労働省健康局 がん・疾病対策課

がん対策基本法 (平成18年法律第98号)

(平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行)

がん対策を総合的かつ計画的に推進



第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節：研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進 等

第四節：がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 民間団体の活動に対する支援

第五節：がんに関する教育の推進

- 学校教育等におけるがんに関する教育の推進

国
民

がん対策基本法の一部を改正する法律の概要

(平成28年12月9日成立、12月16日公布・施行)

1. 目的規定の改正(第1条)

目的規定に「がん対策において、がん患者(がん患者であった者を含む。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」を追加

2. 基本理念の追加(第2条)

- ① がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること
- ② それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること
- ③ 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること
- ④ 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること
- ⑤ がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること

3. 医療保険者の責務・国民の責務の改正(第5条、第6条)

- ① 医療保険者は、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等の施策に協力するよう努力
- ② 国民は、がんの原因となるおそれのある感染症に関する正しい知識を持ち、がん患者に関する理解を深めるよう努力

4. 事業主の責務の新設(第8条)

がん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力

5. がん対策基本計画等の見直し期間の改正(第10条、第12条)

がん対策推進基本計画・都道府県がん対策推進計画の見直し期間を「少なくとも6年ごと」(現行は5年)に改正

6. 基本的施策の拡充

(1) がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等(第13条)

(2) がんの早期発見の推進(第14条)

- ① がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記
- ② がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力

(3) 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成(第15条)

(4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正(第17条)

- ① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること
- ② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること
- ③ がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記

(5) がん登録等の取組の推進(第18条)

(6) 研究の推進等に係る規定の改正(第19条)

- ① がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他がん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加
- ② 罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加
- ③ がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記

(7) がん患者の雇用の継続等(第20条)

(8) がん患者における学習と治療との両立(第21条)

(9) 民間団体の活動に対する支援(第22条)

(10) がんに関する教育の推進(第23条)

健発1216第16号
平成28年12月16日

〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长〕 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん対策基本法の一部を改正する法律の公布について

がん対策基本法の一部を改正する法律については、本年11月15日に第192回臨時国会に提出され、同年12月9日に可決成立し、本日、平成28年法律第107号として公布されました。

この法律は、公布日から施行されます。

厚生労働省をはじめ政府は、平成18年に成立したがん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）に基づき、がん対策を着実に実施してきました。法に基づき策定する第2期がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定）では「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」「がんと診断されたときからの緩和ケアの推進」「働く世代や小児へのがん対策」「がんの教育・普及啓発」「がん患者の就労を含めた社会的な問題」などを盛り込み、総合的な対策を進めております。また、がん対策をさらに加速するため、平成27年12月に「予防」「治療・研究」「がんと共生」の3つの柱とするがん対策加速プランを策定したほか、本年1月には、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）を施行するなど、がん対策は大きく進んできました。

今般、法が成立してから10年の節目を迎え、こうしたがん対策をめぐる状況の変化等に鑑み、がん対策を更に推進するために、法の一部が改正されました。

改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その趣旨及び概要について十分御了知の上、管内市町村を始め、管内のがん診療連携拠点病院、都道府県医師会等の関係団体等に対して周知いただき、特段の御配慮をお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、法の成立から10年が経過し、その間に、がん医療のみならず、がん患者に係る就労・就学支援等の社会的問題等に対処していく必要が明らかになったことを踏ま

え、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、福祉的支援・教育的支援も含む必要な支援を受けられるようにすること等を基本理念に明記するとともに、事業主の責務について定めるほか、がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正、がん患者の雇用の継続等に係る規定及びがんに関する教育の推進のための規定の新設等、基本的施策の拡充を図ることを主な内容とするものである。

第2 改正の概要

1 目的規定の改正

目的規定に、がん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策を推進する旨を加えること。（第1条関係）

2 基本理念の追加

基本理念として次の事項を加えること。（第2条第4号から第8号まで関係）

- (1) がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けられるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。
- (2) それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。
- (3) 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。
- (4) 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。
- (5) がん患者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

3 医療保険者の責務に係る規定の改正

医療保険者が協力するよう努めなければならない施策の例示として、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等を規定すること。（第5条関係）

4 国民の責務に係る規定の改正

国民の責務につき、がんに関する正しい知識の例示として「がんの原因となるおそれのある感染症」を規定するとともに、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない旨を加えること。（第6条関係）

5 事業主の責務

事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。 (第8条関係)

6 がん対策推進基本計画等の見直し期間に関する改正

がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画の見直し期間について「少なくとも5年ごと」とされているところを「少なくとも6年ごと」に改めること。(第10条第7項及び第12条第3項関係)

7 がんの予防の推進に係る規定の改正

がんの予防の推進のために必要な施策の例示として、次の事項を規定すること。(第13条関係)

- (1) がんの原因となるおそれのある感染症に関する啓発及び知識の普及
- (2) 性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及

8 がん検診によりがんの疑いがあると判定された者等が必要な診療を受けることの促進等

- (1) 国及び地方公共団体は、がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要なかつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第14条第2項関係)
- (2) 国及び地方公共団体は、がん検診の質の向上等に関する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (第14条第3項関係)

9 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成

がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策の例示として、緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。10において同じ。)のうち医療として提供されるものに携わる医療従事者の育成を図るための施策を規定すること。(第15条関係)

10 がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正

- (1) がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策の例示として、次の事項を規定すること。(第17条関係)
 - ① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること。
 - ② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること。

- (2) 国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策のほか、がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。 (第17条関係)

11 がん登録等の取組の推進に関する改正

国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律第2条第2項に規定するがん登録（その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下11において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとする。 (第18条第2項関係)

12 研究の推進等に係る規定の改正

- (1) 国及び地方公共団体が研究の促進等を行う事項として、「がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項」を加えること。 (第19条第1項関係)
- (2) 国及び地方公共団体が研究の促進等のために必要な施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。 (第19条第2項関係)
- (3) 国及び地方公共団体は、がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。 (第19条第3項関係)

13 がん患者の雇用の継続等

国及び地方公共団体は、がん患者（その家族を含む。以下13及び15において同じ。）の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第20条関係)

14 がん患者における学習と治療との両立

国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第21条関係)

15 民間団体の活動に対する支援

国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第22条関係)

16 がんに関する教育の推進

国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のた

めに必要な施策を講ずるものとする。 (第23条関係)

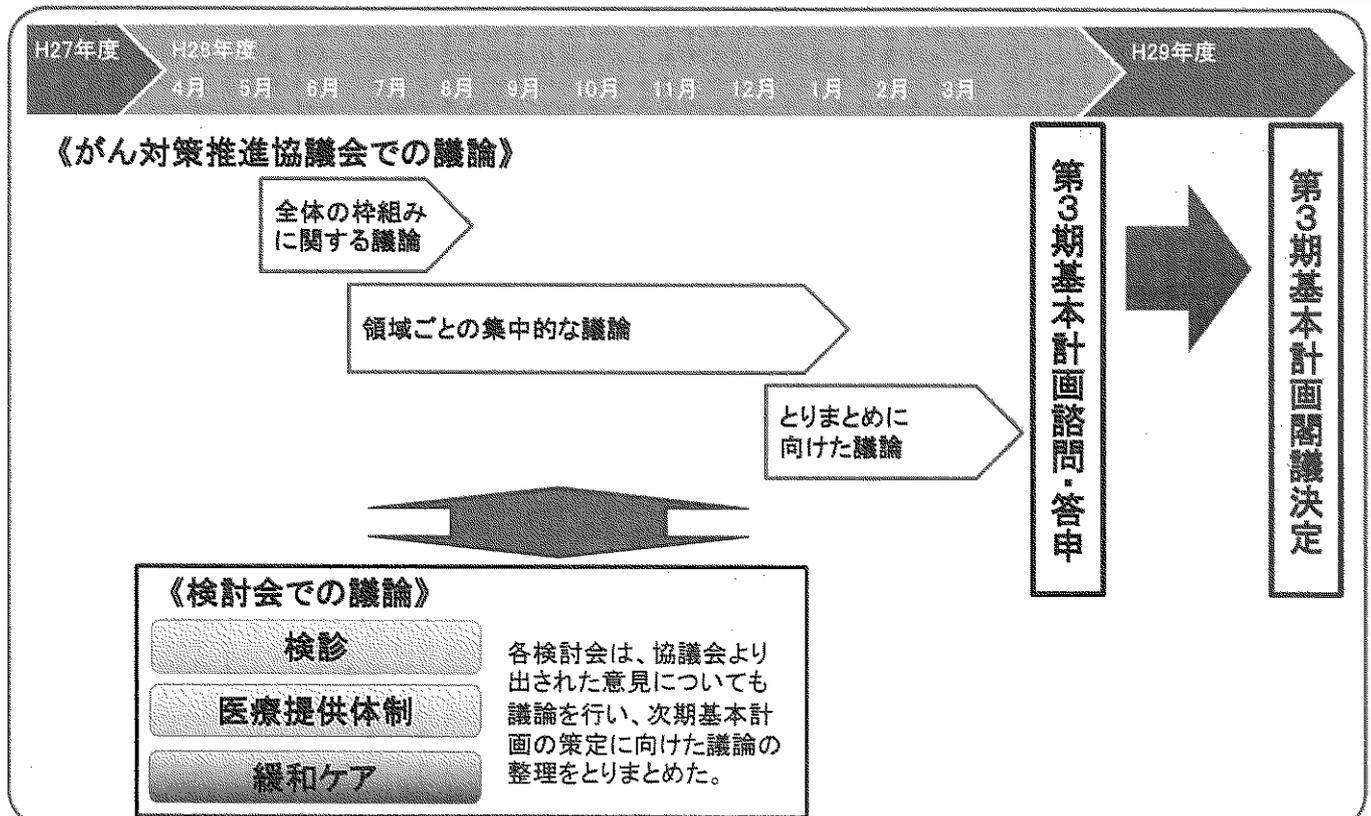
17 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行すること。 (附則第1項関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

第3期がん対策推進基本計画について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん対策推進基本計画の見直しに向けた議論の進め方(予定)



がん検診のあり方に関する検討会 議論の整理概要

これまで基本計画に基づき、がんの早期発見を目指し、受診率の向上や精度管理等に取り組んできた。これまでの現状と課題を踏まえ、今後のがん検診のあり方について議論を行い、平成28年11月に「議論の整理」を提示した。

現状と課題

今後の方向性

＞ わが国におけるがん検診の受診率

- ・ 国は、平成28年までに受診率を50%とすることを目標として、受診率向上施策を実施してきた。
- ・ 平成25年の受診率は、37.9%～43.4%となっている。等

- ・ 受診率向上に繋がる対策を講じ、一層の向上に努める。
- ・ 第3期基本計画では、現在の50%よりも高い目標を設定するべきである。等

＞ 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び精度管理

- ・ 市町村がん検診の一部に、科学的根拠に基づかない検診が実施されている。
- ・ がん検診の精度管理ため精密検査受診率の向上が必要だが、がん対策における目標値が定められていない。等

- ・ 都道府県や市町村は、科学的根拠に基づいたがん検診の実施と、精度管理に取り組むべきである。
- ・ がん対策における精密検査受診率の目標値を、90%とすべきである。等

＞ 市町村におけるがん検診の受診率及び算定方法

- ・ 市町村がん検診の受診率が低い要因として、普及啓発の不足や、利便性への配慮が十分でないことがある。
- ・ これまでのがん検診の受診率は、同じ条件で市町村間の比較を行うことができない。等

- ・ 市町村は、受診手続きの簡便化や、職域のがん検診との連携、対象者名簿に基づく個別の受診勧奨・再勧奨、特定健診とがん検診の同時実施等の受診率向上施策に取り組む。
- ・ 市町村がん検診の受診状況について、市町村間で比較可能な指標を定め、これを公表する。等

＞ 職域におけるがん検診の質の向上等

- ・ 職域におけるがん検診は、実施者により検査項目や対象年齢など、実施方法が異なる。
- ・ 職域におけるがん検診には、統一的なデータフォーマットがない。等

- ・ 職域におけるがん検診に対し、実施者が参考にすべきガイドラインを策定する。
- ・ 職域を含めた国全体のがん検診データを把握するための仕組みについて検討するべきである。等

がん診療提供体制のあり方に関する検討会 議論の整理概要

(背景)これまで基本計画に基づき、がん医療の均てん化を目指し、がん診療連携拠点病院を中心として医療体制の整備に取り組んできた。これまでの現状と課題を踏まえ、医療提供体制がどうあるべきかについて議論を行った。(平成28年10月)

現状と課題

今後の方向性

＞ がん診療提供体制について

- ・ これまでがん医療の均てん化を目指し、標準的治療、がん相談支援センター、緩和ケア等の取組を推進
- ・ 拠点病院ごとに運用状況の格差がある一方、一律の基準を定めることの困難さも指摘。
- ・ 外来診療の役割の拡大 等

- ・ 均てん化が必要な取組に関しては引き続き体制を維持
- ・ ゲノム医療、一部の放射線治療、希少がん、小児がん、難治性がん等について一定の集約化
- ・ がん以外の併存疾患への適切な対応
- ・ 外来診療、後方支援施設、在宅医療等のあり方を検討 等

＞ がん医療に関する相談支援と情報提供

- ・ 拠点病院のがん相談支援センターの認知度が不十分
- ・ 科学的根拠が無い情報の増加 等

- ・ 個人情報に留意した希少がん等の情報提供のあり方を検討
- ・ 科学的根拠に基づく情報を提供する仕組みを検討 等

＞ がん診療連携拠点病院等における医療安全

- ・ 特定機能病院において高度な医療安全管理体制を確保するための医療安全に関する要件の見直しの施行 等

- ・ 拠点病院の現状を勘案しつつ高いレベルの医療安全を求める要件を設定 等

＞ がんのゲノム医療

- ・ がんゲノム医療における治療法の選択を支持する遺伝カウンセリング体制、人材不足、必要な情報提供のあり方の標準化等の課題 等

- ・ がんゲノム医療実現のための検査の質、医療現場の体制構築、人材育成、情報の取扱い等の検討
- ・ 臨床現場や研究に還元するためのデータベースを整備 等

＞ がんの放射線治療

- ・ 拠点病院におけるリニアックの普及
- ・ 高精度放射線治療の整備に関する地域格差、担い手の不足
- ・ 核医学治療や緩和的放射線照射の更なる整備の検討 等

- ・ 粒子線治療の集約化や都道府県を越えた連携の必要性、高精度放射線治療に関する情報提供の推進
- ・ R1内用療法へのアクセスや体制作りと必要な患者への緩和的放射線照射の提供 等

がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会 議論の整理 概要

(背景)これまで緩和ケアの均てん化を目指し、拠点病院を中心に基本的な緩和ケア研修の実施、専門的な緩和ケアの体制整備等に取り組んできた。これまでの現状と課題を踏まえ、緩和ケアの更なる推進について議論の整理を行った。(平成28年12月)

現状と課題

➤ 緩和ケアの提供体制

- ・ 緩和ケアの質に関する指標や基準が確立されていない。
- ・ 専門的な緩和ケアの診療機能の維持向上等に課題がある。
- ・ 施設全体の緩和ケアの連携が図られていない。
- ・ 拠点病院以外の病院における緩和ケアの状況について十分把握できていない。
- ・ 地域において、切れ目のない緩和ケアの提供体制が構築できていない。
- ・ 緩和ケア病棟にも、緊急時のバックベッドとしての役割等が求められている。等

➤ 緩和ケア研修会、卒前・卒後教育

- ・ 緩和ケア研修会の受講率は、拠点病院の主治医であっても約半数に止まっている(平成27年9月時点)。
- ・ 緩和ケア研修会の開催は、拠点病院の負担になっている。
- ・ 様々なレベルの参加者に対応した目標設定ができていない。
- ・ 緩和ケア研修会の効果判定が患者アウトカムでない。
- ・ 卒前・卒後教育において、緩和ケアを学ぶ機会を確実に確保する必要がある。等

➤ 医療用麻薬、介護、小児等、がん以外の疾患の緩和ケア

- ・ 国民は、医療用麻薬に対する誤解がある。
- ・ 介護する家族と患者が寄り添える療養環境の整備が不十分。
- ・ 緩和ケアが小児・AYA世代の患者に十分に届いていない。
- ・ がん以外の疾患に対する緩和ケアのニーズや臨床現場における実態がわかっていない。等

今後の方向性

- ・ 緩和ケアの質を評価するための指標や基準を確立する。
- ・ 専門的な人材の適正配置及び緩和ケアチームを育成する。
- ・ 施設全体の緩和ケアの院内基盤として、緩和ケアセンターの機能を強化する。
- ・ 拠点病院以外の病院における緩和ケアの実態を把握する。
- ・ 地域で関係医療機関が定期的に意見交換する機会を設ける。
- ・ 緩和ケア病棟の質の維持向上のため、2次医療圏における緩和ケア病棟の機能分化等の有り方について検討する。等

- ・ 拠点病院は、拠点病院以外の病院を対象として、緩和ケア研修会の受講状況の把握とともに積極的な受講勧奨を行う。
- ・ 緩和ケア研修会の講義部分に、e-learningを導入する。
- ・ 全ての診療科医師が共通して受けられる基本的な内容と専門的な内容を組み合わせる等の見直しを検討する。
- ・ 緩和ケア研修会の到達目標を明確化する。
- ・ 拠点病院においては、全ての卒後2年目までの医師が緩和ケア研修会を受講すべきである。等

- ・ 国民に対する医療用麻薬の適切な啓発、がん診療に携わる医療従事者に対する適正使用の普及を図るための研修を実施する。
- ・ 患者、家族が寄り添える療養環境を整備することを検討する。
- ・ 小児・AYA世代に対する緩和ケアの連携・提供体制の整備を図る。
- ・ がん以外の疾患に対する緩和ケアの実態調査を行う。等

次期がん対策推進計画（H30～）策定について

1 目的

「がん対策基本法」の規定による国の「がん対策基本計画」に基づき、本県におけるがんの現状及びがん対策の状況等を踏まえ、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする「鹿児島県がん対策推進計画」を平成25年3月に策定しているが、平成29年度において、現計画の評価及び次期計画の目標値等の検討を行うとともに、次期計画を策定する。

2 計画期間

平成30年度～平成35年度

※ がん対策基本法の一部改正（H28.12.16施行）に伴い、次期計画の計画期間は6年とする予定

3 内容

(1) がん対策推進協議会の開催（2回）

次期計画策定にあたり、計画内容に関する意見を有識者等から聴取するため、がん対策推進協議会を2回開催する。

(2) ワーキンググループの開催（2回）

がん対策推進協議会の下に、ワーキンググループを設置する。

(3) がん患者状況等調査

ア 目的

次期計画策定にあたり、現在のがん患者の現状等を把握し、現計画の評価、次期計画の目標値等を設定するため、がん患者・家族及び関係機関を対象とした調査を実施する。

イ 調査方法・概要

① 調査方法

委託による調査

② 調査概要

調査名	対象者	概要
がん患者等調査	がん患者等調査	がん患者等に質問票を送付し、調査を実施する。（郵送にて）
がん診療連携拠点病院等調査	対象医療機関の職員	拠点病院等へ質問票を送付し、調査を行う。（郵送にて）
地域の医療機関への調査	対象医療機関	地域の医療機関へ質問票を送付し、調査を行う。（郵送にて）

ウ 入力・集計方法

回収・聞き取りした質問票については、委託先において入力・集計を行う。

エ 実施時期

①事前準備 平成29年4月

質問票様式・集計表様式作成…健康増進課と委託先で協議し、作成する。

②調査実施 平成29年4月～5月

③調査集計 平成29年6月

(4) 公表に係る冊子作成及び関係機関への発送（県HPへの掲載含む）

「県がん対策推進計画」次期計画策定に係るスケジュール（案）

時 期	内 容
H29. 3	がん患者等への調査準備（調査項目の検討等）
H29. 4	計画策定ワーキンググループ設置準備 がん患者，医療機関等への調査実施（発送）
H29. 5	現計画の最終評価取りまとめ ○現計画最終評価のため実施中の各種調査の集計・分析 ○現計画の各分野目標の取組実績の検討
H29.6～7	国の次期計画骨子の内容の確認 ○国の新規項目確認及び本県への影響の検証（庁内関係課との調整） ○他県の取組状況等の把握 がん患者等調査結果の集計 次期計画数値目標の検討（保健医療計画との調整）
H29. 8	国の次期計画策定による内容の確認 ワーキンググループの開催（1回目） ○国新計画の内容及びがん患者調査結果を踏まえ県骨子案の検討 次期計画の骨子案作成 ○目標設定項目関係機関への調査実施（がん検診に係る市町村調査等） ○骨子案に関する庁内関係課との調整
H29. 10	がん対策推進協議会の開催（1回目）（骨子案） ○委員意見を踏まえた調整 関係団体への意見聴取（骨子案） ○骨子案に対する関係団体・機関への意見聴取
H29. 11	ワーキンググループの開催（2回目） ○ワーキンググループによる計画素案の検討 次期計画案作成 ○次期計画案作成及び庁内関係課等との調整
H29. 12	委員及び関係団体等への意見聴取（計画案） ○計画案に対する委員，関係団体・機関への意見聴取
H30. 1	委員及び関係団体等への意見聴取後の調整 ○意見を踏まえた計画案の修正・調整
H30. 2	がん対策推進協議会の開催（2回目） ○委員意見を踏まえた計画案の調整 パブリックコメント実施 ○県民からの意見の取りまとめ，計画案への反映
H30. 3	次期計画策定・公表（県 HP への掲載，関係機関への発送）

鹿児島県がん対策推進計画策定ワーキンググループ設置要領（案）

1 目 的

がん対策基本法第11条第3項の規定による鹿児島県がん対策推進計画の見直しに当たり、計画内容に関する意見等を聴取するため、鹿児島県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の下に、鹿児島県がん対策推進計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2 協議事項

ワーキンググループは、次の事項について協議する。

- (1) がん対策推進計画の見直しに関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

3 構 成

- (1) ワーキンググループの委員は、下記のとおりとする。
- (2) ワーキンググループに会長を置き、会長は健康増進課長をもって充てる。

4 ワーキンググループの開催

ワーキンググループは、会長が必要に応じて開催し、会長が議長を務める。

5 事務局

ワーキンググループの事務は、健康増進課において処理する。

6 そ の 他

この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は会長が定める。

「鹿児島県がん対策推進計画策定ワーキンググループ」委員（案）

	団 体 名 等	部署
1	(公社)鹿児島県医師会	
2	(公社)鹿児島県看護協会	
3	県がん診療連携拠点病院（鹿児島大学病院）	腫瘍センター
4	日本対がん協会鹿児島県支部（鹿児島県民総合保健センター）	集団検診部
5	患者団体（NPO法人がんサポートかごしま）	
6	患者団体（小児がんサポート・のぞみ）	
7	かごしま緩和ケアネットワーク	緩和ケア部門
8	がん診療連携拠点病院協議会	相談支援部門
9	鹿児島労働局	労働基準部
10	市町村	がん対策担当課
11	保健所長会	
12	鹿児島県保健福祉部健康増進課	課 長

※ 1～6, 12は、前回（H24年度）の構成委員
7～11は、今回新規の委員（案）
正式には、来年度改めて、委員委嘱依頼を行う予定

患者状況等調査項目一覧 (案)

前回調査項目(24年度実施)		29年度実施予定調査項目			
(調査対象) 患者、患者の家族、 拠点病院等における医療従事者		(調査対象) 患者、患者の家族		(調査対象) 拠点病院等及び地域の医療機関において がん診療に携わる医療従事者	
1	がんについてどのような情報が必要か	1	がんについてどのような情報が必要か	1	がんについてどのような情報が必要か
2	がん対策についてどのような対応が必要か	2	がん対策についてどのような対応が必要か	2	がん対策についてどのような対応が必要か
3	相談支援センターの認知度	3	相談支援センターの認知度	3	相談支援センターの利用状況
4	相談支援センターの利用状況	4	相談支援センターの利用状況	4	地域連携クリティカルパスの交付状況
5	相談支援センターの今後の利用希望	5	相談支援センターの今後の利用希望	5	在宅医療に必要なこと
6	相談支援センターを利用しなかった理由	6	相談支援センターを利用しなかった理由	6	がん登録が院内の職員に周知されているか
7	地域連携クリティカルパスの交付の有無	7	地域連携クリティカルパスの交付の有無	7	医療従事者から治療方針等の情報提供が
8	地域連携クリティカルパスの効果について	8	地域連携クリティカルパスの効果について	8	院内の多職種連携について
9	医療用麻薬の印象	9	医療用麻薬の印象	9	患者へのセカンドオピニオンについての説明があったかどうか
10	在宅での治療を続けるために必要なこと	10	在宅での治療を続けるために必要なこと	10	治療後の患者へ療養生活に関する情報提供が十分に行われているか
11	地域がん登録の必要性について	11	がんと診断されたきっかけ	11	緩和ケアに関する知識
12	がんと診断されたきっかけ	12	治療した医療機関の種別	12	緩和ケアに関する課題
13	治療した医療機関の種別	13	緩和ケアを受けたことがあるか	13	小児・AYA世代のがん対策に必要なこと
14	緩和ケアを受けたことがあるか	14	治療において困ったこと		
15	治療において困ったこと	15	がんと診断された部位について		
16	がんと診断された部位について	16	医療従事者からの治療方針等に係る情報提供		
		17	がん治療前にセカンドオピニオンについての説明があったかどうか		
		18	治療方法の選択に係る納得度		
		19	治療費の負担について		
		20	治療を受けた病院の職員の連携について		
		21	治療を終えて退院後の療養生活に関する情報を得られたか		
		22	退院後、在宅医療サービスへのつながりが円滑に行われたか		
		23	(就労者のみ回答) がんと診断された時職場に報告したか		
		24	(就労者のみ回答) 治療と仕事を両立できるような配慮・支援があったか		
		25	(就労者のみ回答) 治療中の休業の有無及びその後の復帰の有無		
		26	小児・AYA世代のがん対策に必要なこと		